

令和2年12月23日

## 告示

当財団は、本日JBCルール第15条、JBC倫理規定第5条及びJBC制裁規定第2条第1項1号に基づき、JM加古川ボクシングジム（以下「JM加古川ジム」という）所属ボクサーである木村文祐（ライセンスNo.41572）選手を嚴重注意処分とする。

理由： JM加古川ジム木村文祐選手は、令和2年11月28日の試合の前日計量において、減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせ計量会場に現れなかった。

このことはスポーツとしてのボクシングの権威と信用を著しく棄損するとともに、試合キャンセルによりプロモーターや対戦相手、ボクシングファンに対して多大な迷惑と混乱をもたらす行為である。よって当財団は木村文祐選手を嚴重注意処分とする。

当財団は、本日JBC試合ルール第15条、JBC倫理規定第2条及びJBC制裁規定第2条第2項1号に基づき、JM加古川ジムのクラブオーナーである熟山セシール（ライセンスNo.29934）会長を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、熟山会長が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション